

## 第1章 < 総則 >

(名称)

第1条 本規程は、一般社団法人日本スポーツウエルネス吹矢協会(以下本協会という)の管轄にいる「東京都スポーツウエルネス吹矢協会」(以下、都協会という)と称し、代表者は東京都スポーツウエルネス吹矢協会会長(以下、都会 長という)と称する。

(事務所)

第2条 都協会は、事務局長宅に事務所を置く。

## 第2章 < 目的及び事業 >

(目的)

第3条 都協会は、東京都内[三多摩・伊豆諸島含む]の総支部、市区町村スポーツウエルネス吹矢協会(以下、市協会という)および地域支部、ならびに一般社団法人東京都レクリエーション協会等の関連団体や地方公共団体と連携かつ協調し、スポーツウエルネス吹矢の普及および振興を図り、都民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 都協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツウエルネス吹矢の広報・普及活動の推進。
- (2) 企業、関係団体、地方公共団体との連携・協調。
- (3) スポーツウエルネス吹矢の競技会、講習会・研修会の開催。
- (4) その他、目的達成のために必要な事業。

2 都協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

## 第3章 < 組織 >

第5条 都協会組織は、東京都内に設立している総支部、市協会、地域支部を以て組織する。

## 第4章 < 総会 >

第6条 総会は、都協会役員、総支部の総支部長・副総支部長・事務局長と会計、及び市協会の会長、ならびに都協会会長の推薦する者を以て構成する。

2 都協会の総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催し、次の事項を決議する。

但し、必要に応じて臨時総会を開催することが出来る。

- (1) 事業報告及び収支決算について。
- (2) 事業計画及び予算計画について。
- (3) 規程等の改廃等について。
- (4) 役員を選任及び解任等について。
- (5) その他都協会の目的達成するための運営に関する重要事項について。

3 総会は都会長が招集し、議長は都会長が務める。議長が議事録作成者と議事録署名人を指名する。

4 総会は構成員の過半数の出席者(委任状提出者を含む)で成立し出席者の過半数を以て決定する。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。欠席者は委任状を以てこれに充てる

5 総会の開催は、電磁的方法を加味して開催することを可とする

(議事録)

第7条 会議の議決については、次の事項を記載して議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 出席した構成員の氏名（委任状を含む）
- (4) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

## 第5章 < 役員 >

第8条 都協会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
  - (3) 幹事 10名以内
  - (4) 事務局長 1名
  - (5) 事務局次長 若干名
  - (6) 監査監事 2名
  - (7) 会計 若干名
- 2 都協会は次の担当を置く。担当には議決権を与えない。
- (8) 顧問 若干名
  - (9) 相談役 若干名
- 3 都協会に以下の各部を設置し体制の強化を図る。  
各部に部長を任命する。  
部長に議決権は与えない。
- (10) 普及部 若干名
  - (11) 教育部 若干名
  - (12) 審判部 若干名
  - (13) 競技部 若干名
  - (14) 障がい者サポート部 若干名
  - (15) ジュニア育成部 若干名
  - (16) 広報部 若干名
  - (17) 救護部 若干名

☆事業部は解消する

## 第6章 < 役員会 >

第9条 前8条の役員にて役員会を構成する。但し、役員会において議決権を行使できるのは会長 副会長 幹事 事務局長 事務局次長 監査監事 会計 とする。

- 2 担当及び各部部長は役員会に参加することができる。

(役員及び担当の選出)

第10条 都会長の選出については、都協会の総会の決議に基づき選出する。

- 2 都会長を除く第8条第1項の役員は、都会長、幹事及び市協会より推薦された者から総会の承認を得て選任する。
- 3 都協会は役員会にて前記担当部長、および各部署委員を選任し総会に報告する。
- 4 顧問は本協会の規程に準ずること。
- 5 都会長の推薦する相談役を、役員会にて承認出来る事とする。

(役員の担当及び任務)

第11条 会長は、本会を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときなど不測の事態のときは、その職務

を代行する。

- 3 幹事は、市区協会および地域支部を統轄管理し、代表として会務を処理する。
- 4 事務局長は、会長の命により、会の一切の事務を処理する。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐し、その職務を代行する。
- 6 監査監事は、会計を監査する。
- 7 会計は、収入・支出を行い、資産を管理する。
- 8 顧問は、会務の決定に参画し、分担して会務を執行する。
- 9 普及部は大会事務局・競技部等を補佐する。
- 10 教育部は、基本動作の浸透、上級公認指導員資格試験及び更新講習会・公認指導員資格認定試験及び更新講習会の任を担う。
- 11 審判部は、都認定審判員の育成をし、都協会大会の審判を担当する。又管内の大会の要請に対応する。
- 12 競技部は普及部と協力を得て大会を担当する。
- 13 障がい者サポート部は、大会参加者の支援活動を行う。
- 14 ジュニア育成部 普及支援、大会支援を行う
- 15 広報部は、スポーツウエルネス吹矢の定期的広報活動、普及活動を推進する。
- 16 救護部は、都協会大会の救護を担当する。  
又管内の大会の要請に対応する。

#### (役員任期)

第12条 都協会の役員任期は2年とし、再任は妨げない。交替及び増員により選出された者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。任期満了においても後任が選出されるまでは職務を行う。

#### (役員経費)

第13条 役員経費処理に関しては次の通りとする。

- 2 主催行事に役員として参加する場合、参加費は原則として免除し、交通費は自己負担とする。
- 3 本協会・地域支部等の応援については協会規定に準ずる。
- 4 役員・幹事・担当部長の各位に年間経費を支給する。
- 5 支給額は細則に定める。
- 6 大会の実行委員長、事務責任者については開催大会にて判断する。

### 第7章 < 会費 >

第14条 都協会に加盟する総支部および市協会から、別に定める会費を徴収することができる。  
2 会費は必要時徴収する事とする。 但し、納入された会費は返金しない。

### 第8章 < 会議 >

第15条 都協会の会議は、役員会のみとする。

第16条 役員会は、この規程に定めるもののほか、次の事項を議決する。  
(1) 都協会の運営に必要な事項。  
(2) 総会の召集日、開催場所及び提出する議案の確定。

(3) その他都協会が必要と認めた事項。

第17条 役員会は、必要に応じ都会長が招集し開催することが出来る。

## 第9章 < 資産 >

第18条 都協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 都協会費       | (4) 寄付金     |
| (2) 本協会支給活動支援金 | (5) 助成金・割戻金 |
| (3) 事業収入       | (6) その他の収入  |

第19条 都協会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監査監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

## 第10章 < 規程の変更 >

第20条 この規程は、総会において出席構成員（委任状提出含む）の過半数以上の同意を得なければ、変更することが出来ない。

## 第11章 < 褒賞規程 >

第21条 別に定める

### 細則

会則第13条に基づき、役員を経費を次の通り定める。

#### 1. 交通費・手当・会議費等

- (1) 都協会主催又は直接顧客から請負った事業について実費を支給する。  
対象項目は、会議・派遣・渉外活動（会長等の事前承認）等  
対象費目は、交通費・借用料・通信費・コピー代・搬送費等に要した費用。
- (2) 本協会や総支部への応援については（1）に準ずる。  
但し、主催者により支給がある場合は、差額分を支給する。
- (3) その他、役員会で支給を認めた費用とする。  
都協会主催の会議、講習会出席者には交通費を支給する。

#### 2. 役員手当について

都協会役員 各担当に年間手当を支給する。

支給額は

- |   |          |
|---|----------|
| ・ 都会長 副会長 事務局長 会計   | 20,000 円 |
| ・ 事務局次長   | 10,000 円 |
| ・ 幹事  | 8,000 円  |
| ・ 監査監事  | 8,000 円  |
| ・ 各担当部長   | 5,000 円  |
| ・ 都協会主催大会担当の次の役員は大会予算にて判断する。<br>（実行委員長 大会受付事務担当者 5,000 円） |          |
| ・ 役員同様の会議出席者には交通費を支給する。                                   |          |
| ・ 但し役員が複数担当の場合は 高位担当の額を支給とする。                             |          |

#### <年会費>

都協会の年会費は、徴収することができる。  
総支部・市協会・地域支部、そして個人会員を対象とする。

#### <協会活動支援金の配分>

本協会より支給される支援金は総支部の年度総会報告書を都協会へ提出後に規程により総支部に順次支払う事とする。

又、総支部より下部組織に配分の時同様の対応を行う事とする。

#### <年度表記>

本書の年月日を 2018 年より西暦表示とする。

但し平成 29 年までの元号の訂正はしない。

#### <規程の施行>

1. この規程の運用は、総支部および市協会の規程より優先する。
2. 都協会の事務局は、平成 28 年 5 月 事務局長宅とする。
3. この規程は、平成 21 年 4 月 11 日施行する。
4. この規程は、平成 22 年 4 月 1 日修正施行する。
5. この規程は、平成 22 年 6 月 26 日開催の臨時総会にて改定承認し施行する。
6. この規程は、平成 23 年 5 月 10 日開催の第三回総会にて改定承認し施行する。
7. この規程は、平成 27 年 5 月 26 日開催の第七回総会にて改定承認し施行する。
8. この規程は、平成 28 年 5 月 15 日開催の第八回総会にて改定承認し施行する。
9. この規程は、平成 29 年 5 月 22 日開催の第九回総会にて改定承認し施行する。
10. この規程は、2018 年 5 月 16 日開催の第十回総会にて改定承認し施行する。
11. この規程は、2019 年 4 月 1 日協会名の変更に伴い施行する。
12. この規程は、2019 年 5 月 16 日開催の第十一回総会にて改定承認し施行する。
13. この規程は、2020 年 5 月 22 日付第十二回文書総会にて改定承認し施行する。
14. この規程は、2021 年 5 月 31 日付第十三回文書総会にて改定承認し施行する。